

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面 積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利				機構が耕作者に設定する権利				借受経営体の名称	経営体 の区分 (注2)	添付 書類 省略の 区分 (注3)	契約の状況			地域 計画 区域	契約 区分 (注4)	備考		
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数				賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	新規				更新	付替
1	鳥取市	松原		160-1	田	田	水稻	1,201.00	1,201.00	R5.12.1	R8.11.30	3	0	0	R5.12.1	R8.11.30	3	0	0	山崎 雄三	⑤	A		○			①	
2	鳥取市	松原		160-2	田	田	水稻	1,203.00	1,203.00	R5.12.1	R8.11.30	3	0	0	R5.12.1	R8.11.30	3	0	0	山崎 雄三	⑤	A		○			①	
3	鳥取市	気高町重高		416-1	田	田	水稻	2,577.00	2,577.00	R5.12.1	R8.11.30	3	3,000	7,731	R5.12.1	R8.11.30	3	3,000	7,731	(同)グリーン農園	①	BC	○				①	
4	鳥取市	気高町重高		426	田	田	水稻	3,083.00	3,083.00	R5.12.1	R8.11.30	3	3,000	9,249	R5.12.1	R8.11.30	3	3,000	9,249	(同)グリーン農園	①	BC	○				①	
5	鳥取市	蔵田		11-2	田	田	水稻	2,280.00	2,280.00	H29.2.1	R9.1.31	10	2,193	5,000	R5.12.1	R9.1.31	3年 2ヶ月	2,193	5,000	(同)グリーン農園	①	BC		○			③	
6	鳥取市	宮谷		75	田	田	水稻	1,848.00	1,848.00	H30.7.1	R10.6.30	10	0	0	R5.12.1	R10.6.30	4年 7ヶ月	0	0	森本 浩一郎	①	A		○			③	
7	鳥取市	宮谷		88	田	田	水稻	1,999.00	1,999.00	H30.7.1	R10.6.30	10	0	0	R5.12.1	R10.6.30	4年 7ヶ月	0	0	森本 浩一郎	①	A		○			③	
8	鳥取市	河原町釜口		2129	田	田	水稻	1,544.00	1,544.00	H28.12.1	R8.11.30	10	3,238	5,000	R5.12.1	R8.11.30	3	3,238	5,000	山本 和行	③	A		○			③	
9	鳥取市	河原町釜口		2170	田	田	水稻	1,668.00	1,668.00	H28.12.1	R8.11.30	10	2,997	5,000	R5.12.1	R8.11.30	3	2,997	5,000	山本 和行	③	A		○			③	
10	鳥取市	用瀬町鷹狩		756-1	田	畑	野菜	948.00	948.00	H29.4.1	R9.3.31	10	0	0	R5.12.1	R9.3.31	3年 4ヶ月	0	0	山本 和行	③	A		○			③	
11	鳥取市	河原町天神原		336-1	田	田	水稻	1,577.00	1,577.00	H30.4.1	R10.3.31	10	玄米30kg	玄米47kg	R5.12.1	R10.3.31	4年 4ヶ月	玄米30kg	玄米47kg	山本 雅一	⑤		○				③	
12	鳥取市	河原町天神原		340	田	田	水稻	2,267.00	2,267.00	H30.4.1	R10.3.31	10	玄米30kg	玄米68kg	R5.12.1	R10.3.31	4年 4ヶ月	玄米30kg	玄米68kg	山本 雅一	⑤		○				③	
13	鳥取市	気高町八束水		2852	田	田	水稻	2,332.00	2,332.00	H30.6.1	R10.5.31	10	0	0	R5.12.1	R10.5.31	4年 6ヶ月	0	0	石本 明弘	⑤	A		○			③	
計								24,527.00												6名								

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。(項目削除)

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注3 A 同じ経営体と同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。